

6 下水道に関する技術基準

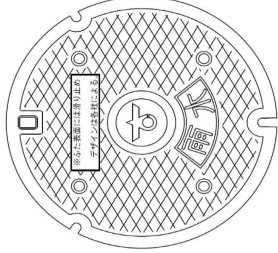
1～7 (略)

人孔ふた(大阪狭山市型)

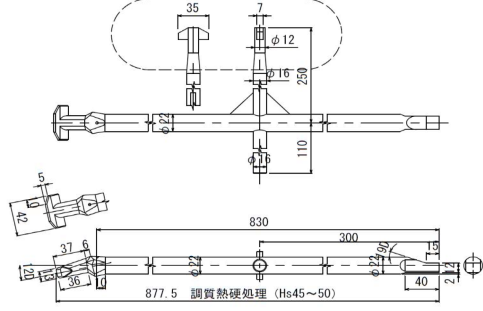
汚水マンホールふた《デザイン》



雨水マンホールふた《参考》



ふた開閉器具 (単位 mm)



注) 〇の部分には、既設のふたを開閉するために使用する部分である。

※詳細の仕様については、別冊「大阪狭山市型下水道用 鋼鉄製マンホールふた仕様書」に従うものとする。

汚水	雨水	防護蓋 (φ600)
歩道上(車両乗り入れ口除く)	歩道上(車両乗り入れ口除く)	歩道上(車両乗り入れ口除く)
幅員5.5m未満の道路	幅員5.5m以上の道路	幅員5.5m以上の道路
幅員5.5m以上の道路	歩道上(車両乗り入れ口除く)	歩道上(車両乗り入れ口除く)
車両乗り入れ口	車両乗り入れ口	車両乗り入れ口

※マホ-水蓋は、大阪狭山市重入り汚水は本市デザイン(蓋)のタグスタイル鋼鉄蓋とする。
 ※道路勾配の急な箇所、交差点等下水道カ-ル-フの指 示する箇所については、重入り汚水用マホ-水蓋を使用 すること。
 ※マホ-水の高さ調整については、無取締付を使用 すること。
 ※ふたの開閉については右図ふた開閉器具以外で容 易に開閉できない構造とすること。

新 (改正後)

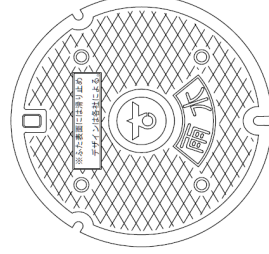
6 下水道に関する技術基準

1～7 (略)

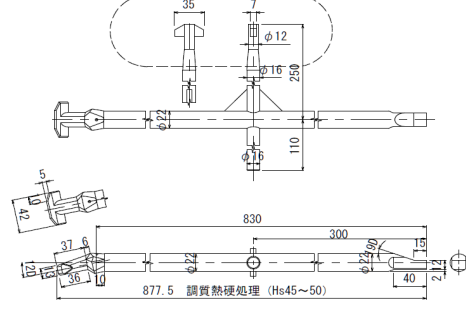
人孔ふた(大阪狭山市型)



雨水マンホールふた《参考》



ふた開閉器具 (単位 mm)



注) 〇の部分には、既設のふたを開閉するために使用する部分である。

※詳細の仕様については、別冊「大阪狭山市型下水道用 鋼鉄製マンホールふた仕様書」に従うものとする。

汚水	雨水	防護蓋 (φ600)
歩道上(車両乗り入れ口除く)	歩道上(車両乗り入れ口除く)	歩道上(車両乗り入れ口除く)
幅員5.5m未満の道路	幅員5.5m以上の道路	幅員5.5m以上の道路
幅員5.5m以上の道路	歩道上(車両乗り入れ口除く)	歩道上(車両乗り入れ口除く)
車両乗り入れ口	車両乗り入れ口	車両乗り入れ口

※マホ-水蓋は、大阪狭山市重入り汚水は本市デザイン(蓋)のタグスタイル鋼鉄蓋とする。
 ※道路勾配の急な箇所、交差点等下水道カ-ル-フの指 示する箇所については、重入り汚水用マホ-水蓋を使用 すること。
 ※マホ-水の高さ調整については、無取締付を使用 すること。
 ※ふたの開閉については右図ふた開閉器具以外で容 易に開閉できない構造とすること。

旧 (改正前)

7 駐車場及び駐輪場に関する設置基準

適用年月日:令和6年1月1日

種別		基準	駐車場	駐輪場
住宅	一戸建住宅	1戸あたり	1台以上	1台以上
	長層住宅	敷地面積 500㎡未満 1戸あたり	0.5台以上	1台以上
	共同住宅	500㎡以上 1戸あたり	0.7台以上	
	単身者用住宅	敷地面積 500㎡未満 1戸あたり 500㎡以上 1戸あたり	0.3台以上 0.4台以上	1台以上
	社宅	1戸あたり	0.5台以上	1台以上
	寮、下宿、サ高住等	10人あたり	2台以上	5台以上
商業	商業ビル1室延床面積(50㎡未満) 共用部分を除く。	1室あたり	1台以上	20㎡あたり1台
	商業ビル1室延床面積(50㎡以上) 共用部分を除く。	50㎡あたり	1台以上	20㎡あたり1台
	延床面積1000㎡以上の大型店舗、百貨店、 スーパー [※]	延床面積100㎡あたり (階段や倉庫、後方作業場等を除く。)	5台以上	20㎡あたり1台
	延床面積1000㎡未満の中、小の小売店舗	延床面積100㎡あたり (階段や倉庫、後方作業場等を除く。)	3台以上	20㎡あたり1台
	レストラン、喫茶店	テーブル(4人掛)1台あたり	1台以上	1台以上
	上記以外の店舗又は事務所	延床面積100㎡あたり	2台以上	20㎡あたり1台
工場	工場、作業所、倉庫、集荷場	敷地面積300㎡あたり	2台以上	計画台数
レジャー施設	ホテル・旅館	1室あたり	0.4台以上	0.5台以上
	ゴルフ練習場、バッティングセンター	収容人員10人あたり ※収容人員 打席数×150%	4台以上	3台以上
	テニスコート	収容人員10人あたり ※収容人員 コート数×4人×150%	3台以上	3台以上
	スイミングプール	収容人員10人あたり	2台以上	3台以上
	その他の施設	収容人員10人あたり	2台以上	3台以上
医療	病院、医院、診療所等	計画台数	計画台数	計画台数
教育	保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、各種学校、短大、大学	計画台数	計画台数	計画台数
その他	複合用途施設	各施設ごより算出した合計数を設置		
	塾、文化教室等	収容人員10人あたり	0.5台以上	20㎡あたり1台
	寺院、教会等、公民館、自治会館、運動場等、霊園、墓地等、その他	計画台数	計画台数	計画台数

7 駐車場及び駐輪場に関する設置基準

適用年月日:平成29年4月1日

種別		基準	駐車場	駐輪場
住宅	一戸建住宅	1戸あたり	1台以上	1台以上
	長層住宅	1戸あたり	1台以上	1台以上
	共同住宅	1戸あたり	1台以上	1台以上
	単身者用住宅	1戸あたり	0.5台以上	1台以上
	社宅	1戸あたり	0.5台以上	1台以上
	寮、下宿、サ高住等	10人あたり	2台以上	5台以上
商業	商業ビル1室延床面積(50㎡未満)	1室あたり	1台以上	20㎡あたり1台
	商業ビル1室延床面積(50㎡以上)	50㎡あたり	1台以上	20㎡あたり1台
	大型店舗、百貨店、スーパー	延床面積100㎡あたり	5台以上	20㎡あたり1台
	中、小の小売店舗	延床面積100㎡あたり	3台以上	20㎡あたり1台
	レストラン、喫茶店	テーブル(4人掛)1台あたり	1台以上	1台以上
	工場	工場、作業所、倉庫、集荷場	敷地面積300㎡あたり	2台以上
レジャー施設	ゴルフ練習場、バッティングセンター	収容人員10人あたり ※収容人員 打席数×150%	4台以上	3台以上
	テニスコート	収容人員10人あたり ※収容人員 コート数×4人×150%	3台以上	3台以上
	スイミングプール	収容人員10人あたり	2台以上	3台以上
	その他の施設	収容人員10人あたり	2台以上	3台以上
	医療	病院、医院、診療所等	計画台数	計画台数
教育	保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、各種学校、短大、大学	計画台数	計画台数	計画台数
その他	複合ビル(複合用途)	各施設ごより算出した合計数を設置		
	塾、文化教室等	収容人員10人あたり	0.5台以上	20㎡あたり1台
	寺院、教会等、公民館、自治会館、運動場等、霊園、墓地等、その他	計画台数	計画台数	計画台数

(注) 1. 駐車場及び駐輪場は、原則として同一敷地内で確保すること。

2. 駐車場が同一敷地内で確保が困難な場合は、次の区域内率を適用し、残台数分は近隣地(300m以内)で確保するものとする。その場合、確保した駐車場の契約書又は地権者の同意書等を提出すること。

3. 開発区域の前面道路が駐車場設置について交通対策上の問題がある場合は別途協議するものとする。

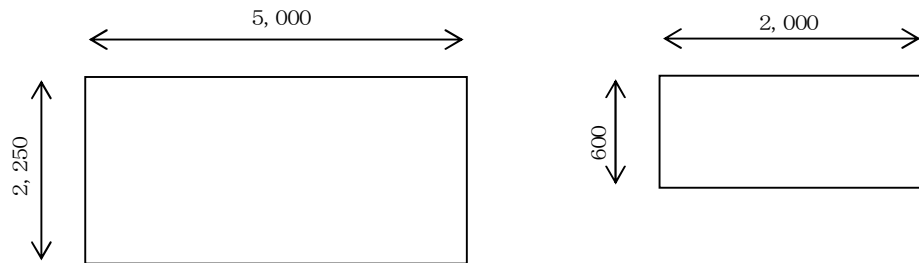
4. 大規模小売店舗立地法に基づく建築物に該当する場合は、同法に規定する必要駐車台数以上確保すること。

5. この基準の運用にあたって支障がある場合は、別途協議するものとする。

駐車場区域内率

用途	近隣商業地域		近隣商業地域以外
		金剛駅西口 地区計画内	
一戸建住宅	100	100	100
共同住宅	80	0~80	80
単身者住宅、店舗等住宅以外	50	0~50	80

駐車場及び駐輪場の整備基準図(1台あたり)



(注) 1. 駐車場及び駐輪場は、原則として同一敷地内で確保すること。

2. 駐車場が同一敷地内で確保が困難な場合は、次の区域内率を適用し、残台数分は近隣地(300m以内)で確保するものとする。その場合、確保した駐車場の契約書又は地権者の同意書等を提出すること。

3. 開発区域の前面道路が駐車場設置について交通対策上の問題がある場合は別途協議するものとする。

4. この基準の運用にあたって支障がある場合は、別途協議するものとする。

駐車場区域内率

用途	近隣商業地域		近隣商業地域以外
		金剛駅西口 地区計画内	
1戸建住宅	100	100	100
共同住宅	80	0~80	80
単身者住宅、店舗等住宅以外	50	0~50	80

駐車場及び駐輪場の整備基準図(1台あたり)

